



～災害支援に取り組む市民団体を応援します！～



災害ボランティア育成事業費補助金

市が指定する被災地において、災害ボランティア活動等を行う市民団体や市民に対して、支援活動等に要する経費の一部を補助します。あなたの力を被災地の復興に役立てませんか？

●補助の概要

支援活動の内容	・避難所等における炊き出し、生活必需品等の給付・貸与活動 ・被災地の片付け・清掃活動 ・健康や生活相談等の活動 ・被災者との交流活動 ・被災者からの被災体験の聴講を交えた研修 など
対象	団体 市民2人以上で構成する市内の団体で、次のいずれかに該当するもの ・被災地の復興支援を目的として、自主的に結成された団体 ・自治会、町内会等の自主防災団体 ・その他市長が認める団体
	個人 市内に在住しているもの（住民基本台帳に記載されているもの）
補助対象経費	・報償費、旅費、需用費（食糧費を除く）、役務費、使用料及び賃借料 など
補助金額	・被災地で災害支援活動をする藤枝市民1人につき1万円以内 （団体の場合、1団体20万円上限、同一年度に1人1回まで）
指定地区	・東日本大震災で被害を受けた地域（岩手県、宮城県及び福島県） ・熊本地震で被害を受けた地域（熊本県及び大分県） ・その他、災害救助法施行令（第1条第1項各号）の適用を受けた地域

●申請締切 原則、出発日の10日前まで（※発災直後の支援についてはご相談ください）

●ボランティア活動にあたっての注意点

⇒各災害ボランティアセンターの最新情報の確認を！

本当に必要とされている活動を行えるよう、常に最新の情報を把握しましょう。

⇒自己完結のボランティア活動を！

必要な物品や服装等は、ボランティアの皆さん自身で用意し、持参しましょう。

⇒ボランティア活動保険への加入を！

藤枝ボランティア（本課にて実施）又は地元の社会福祉協議会で加入してから、ボランティアに参加しましょう。※地震・津波災害の場合には、別途天災タイプへの加入が必要です。

●補助金申請手順

①補助金交付申請書の提出（原則、出発の10日前まで）

②支援活動実施

③実績報告書の提出（事業完了後10日以内に提出）

④補助金請求（補助金交付確定書類受領後、14日以内に市に対して請求書を提出）



●その他

災害発生直後は、一定期間、災害派遣等従事車両（災害ボランティア含む）の高速道路利用に無料措置がある場合があります。詳しくは、各高速道路会社のホームページ等をご覧ください。

【お問い合わせ】

藤枝市 市民活動団体支援室

電話 054-643-3274 FAX 054-643-3327

様式・要綱は市HPからDLできます。

